



令和4年8月25日

島根労働局長
宮口真二殿

島根地方最低賃金審議会
会長 富田真智子

印

島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会
の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月25日付け島労発基0825第1号をもって諮問のあった標記のことについて、当審議会において異議の内容及び理由を慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議申出の内容については、既に十分調査審議済であり、令和4年8月9日付け答申どおり決定することが適当である。